

新潟県病院局管理規程第15号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(執行伺の特例)</p> <p>第23条 第20条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、執行伺を省略することができる。ただし、第57条第1号に規定する場合の立替払の費用償還に係る経費については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の支出に係る支出負担行為</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報酬、給料及び手当等</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～キ (略)</p> <p>(執行伺の形式)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行伺によらなければならない。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員に対する給料及び手当等</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(請求書の徴取)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支命令職員は、次の各号に掲げる経費につい</p>	<p>(執行伺の特例)</p> <p>第23条 第20条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、執行伺を省略することができる。ただし、第57条第1号に規定する場合の立替払の費用償還に係る経費については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の支出に係る支出負担行為</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報酬、給料、<u>手当等及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に定める臨時的任用職員に対する資金</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～キ (略)</p> <p>(執行伺の形式)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行伺によらなければならない。</p> <p>(1) <u>臨時職員に対する賃金及び通勤に係る費用弁償</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(請求書の徴取)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支命令職員は、次の各号に掲げる経費につい</p>

ては、請求書によらないで支出命令を発することができる。

(1) 報酬、給料、手当等、補償年金及び報償費

(2)～(9) (略)

4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 職員に支給する報酬、給料及び手当等並びに報償費

(4)～(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(資金前渡の限度額)

第59条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬、給料及び手当等 当該経費の確定した額

(2) (略)

(3) 報償費及び別に定める庁中常用の経費 1月分の予定額

(4)～(7) (略)

2 (略)

(契約書の作成)

ては、請求書によらないで支出命令を発することができる。

(1) 報酬、給料、手当等及び補償年金並びに臨時職員に対する賃金並びに通勤に係る費用弁償並びに医師、助産婦等に対する報償費

(2)～(9) (略)

4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 職員に支給する報酬、給料及び手当等並びに臨時職員に対する賃金並びに通勤に係る費用弁償並びに医師、助産婦等に対する報償費

(4)～(8) (略)

(9) 人夫に対する賃金

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(資金前渡の限度額)

第59条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬、給料及び手当等並びに臨時職員に対する賃金並びに通勤に係る費用弁償 当該経費の確定した額

(2) (略)

(3) 医師、助産婦等に対する報償費及び別に定める庁中常用の経費 1月分の予定額

(4)～(7) (略)

2 (略)

(契約書の作成)

第184条 (略)

2 契約書を作成する場合には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 契約不適合責任

(10)～(13) (略)

(納品書)

第189条の2 予算執行職員は、契約者が物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約に基づき納入すべき物品を納入したときは、別に定める場合を除き、直ちに納品書を提出させなければならない。

別表第1 (第3条関係)

専決事項	専決区分	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的支出の負担行為	給与費							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第184条 (略)

2 契約書を作成する場合には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 瑕疵担保責任

(10)～(13) (略)

(納品書)

第189条の2 支出負担行為担当者は、契約者が物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約に基づき納入すべき物品を納入したときは、別に定める場合を除き、直ちに納品書を提出させなければならない。

別表第1 (第3条関係)

専決事項	専決区分	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的支出の負担行為	給与費							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	賃金		○					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第4 (第12条関係)

費用

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院事業費用					病院事業の総費用
	医業費用				医業活動に係る費用
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費
			給料	42020202	職員の本給
			手当等	42020204	職員の諸手当
			(略)	(略)	(略)
			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与等に対する報酬
			(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第4 (第12条関係)

費用

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院事業費用					病院事業の総費用
	医業費用				医業活動に係る費用
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費
			給料	42020202	常勤の職員の本給
			手当等	42020204	常勤の職員の諸手当
			(略)	(略)	(略)
			賃金	42020206	臨時職員の本給及び諸手当並びに人夫賃
			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等に対する報酬
			(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第10 (第170条関係)

収益的収入及び支出

款	項	目	節	コード 番号	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病院事業費用					病院事業の総費用
	医業費用				医業活動に係る費用
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費
		給料	42020202	職員の本給	
			手当等	42020204	職員の諸手当
(略)	(略)	(略)	(略)		

別表第10 (第170条関係)

収益的収入及び支出

款	項	目	節	コード 番号	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病院事業費用					病院事業の総費用
	医業費用				医業活動に係る費用
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費
		給料	42020202	常勤の職員の本給	
			手当等	42020204	常勤の職員の諸手当
(略)	(略)	(略)	(略)		

			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与等に対する報酬
			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			賃金	42020206	臨時職員の本給及び諸手当並びに人夫費
			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与、 <u>嘱託員</u> 等に対する報酬
			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

